

四国電力株式会社伊方発電所原子炉施設

保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第2302075号
令和5年2月7日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和4年6月9日付け原子力発第22095号（令和4年9月12日付け原子力発第22235号をもって一部補正）をもって、四国電力株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき申請された伊方発電所原子炉施設保安規定（以下「伊方保安規定」という。）変更認可申請書が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号に規定する発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第2号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

申請者が提出した伊方保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

1.1 号炉及び2号炉廃止措置計画変更認可申請書の内容の反映に伴う変更

伊方発電所1号炉及び2号炉の廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）について、原子炉等規制法第43条の3の34第3項において準用する同法第12条の6第3項の規定に基づき変更認可を申請したことから、廃止措置計画の変更認可申請書の内容を反映させるため、保安規定の以下の条について変更を行う。

第1編

- ・第100条（放射性液体廃棄物の管理）

第2編

- ・第299条（放射性固体廃棄物の管理）
- ・第300条（放射性液体廃棄物の管理）
- ・第302条（放出管理用計測器の管理）

2.1号炉及び2号炉の廃止措置の進捗に伴う変更

1号炉の全ての使用済燃料の3号炉への輸送完了に伴い、1号炉の使用済燃料ピットを貯蔵可能な使用済燃料ピットから除外する。また、1号炉及び2号炉の運転員について、当直長を除いた運転員を統一した区分に変更する。このため、保安規定の以下の条について変更を行う。

第1編

- ・第130条（所員への保安教育）

第2編

- ・第297条（使用済燃料の貯蔵）
- ・第320条（原子力防災組織）
- ・第330条（所員への保安教育）

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ-1. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

- (1) 保安規定に定める放射性固体廃棄物及び放射性液体廃棄物の管理に係る方法等が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の内容等と整合していること
- (2) 保安規定に定める使用済燃料の貯蔵が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書の内容と整合していること
- (3) 保安規定に定める原子力防災組織が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書の内容と整合していること
- (4) 保安規定に定める所員への保安教育が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書の内容と整合していること

Ⅲ-2. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号に該当するかどうかについては、

伊方保安規定第 1 編（運転段階）は、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第 1306198 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）。以下「運転炉保安規定審査基準」という。）、伊方保安規定第 2 編（廃止措置段階）は、廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 13112715 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「廃止措置炉保安規定審査基準」という。）を基に判断した。

また、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 9 2 条第 1 項各号及び第 3 項各号を表している。

（1）第 1 項第 7 号（保安教育）及び第 3 項第 5 号（廃止措置を行う者に対する保安教育）

第 1 項第 7 号及び第 3 項第 5 号について、運転炉保安規定審査基準及び廃止措置炉保安規定審査基準は、発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。）について、保安教育実施方針が定められていること等を求めている。

規制庁は、申請者が、1 号炉及び 2 号炉の運転員について当直長を除いた運転員を統一した区分へ変更することに伴い、保安教育実施方針の運転員の区分を変更していることを確認したことから、第 1 項第 7 号及び第 3 項第 5 号に関する運転炉保安規定審査基準及び廃止措置炉保安規定審査基準を満足していると判断した。

（2）第 1 項第 1 4 号（放射性廃棄物の廃棄）及び第 3 項第 1 3 号（放射性廃棄物の廃棄）

第 1 項第 1 4 号及び第 3 項第 1 3 号について、運転炉保安規定審査基準及び廃止措置炉保安規定審査基準は、以下の事項が定められていること等を求めている。

- ① 放射性液体廃棄物の放出管理目標値等
- ② 放射性液体廃棄物の固型化等の処理等に関する行為の実施体制

規制庁は、申請者が、廃止措置計画の変更に伴い、

- ① 放射性液体廃棄物について、1 号炉海水ポンプの廃止に伴う希釈水量の減少を考慮し、海水中における放射性物質の濃度を原子炉の運転中と同等に維持するよう放出管理目標値を設定していること
- ② 強酸ドレンポンプの廃止に伴い、強酸ドレン等の液体廃棄物については、放射線・化学管理課長が、汚染拡大防止対策及び漏えい防止対策を適切に講じた上で、人力にて運搬しドラム缶に固化材と練り混ぜて一体的に固型化し、廃棄物庫に保管するとしていること

を確認したことから、第 1 項第 1 4 号及び第 3 項第 1 3 号に関する運転炉保安規定審査基準及び廃止措置炉保安規定審査基準を満足していると判断した。

(3) 第3項第9号(排気監視設備及び排水監視設備)

第3項第9号について、廃止措置炉保安規定審査基準は、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること等を求めている。

規制庁は、申請者が、廃止措置計画の変更に伴い、1号炉から発生する放射性液体廃棄物を2号炉から放出することとしたため、廃棄物処理設備排水モニタの必要な台数を2台から1台に変更していることを確認したことから、第3項第9号に関する廃止措置炉保安規定審査基準を満足していると判断した。

(4) 第3項第11号(放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法)

第3項第11号について、廃止措置炉保安規定審査基準は、放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。)の数量等が定められていること等を求めている。

規制庁は、申請者が、廃止措置計画の変更に伴い、廃棄物処理設備排水モニタの数量を定めていることを確認したことから、第3項第11号に関する廃止措置炉保安規定審査基準を満足していると判断した。

(5) 第3項第12号(核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い)

第3項第12号について、廃止措置炉保安規定審査基準は、使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること等を求めている。

規制庁は、申請者が、1号炉の全ての使用済燃料の3号炉への輸送完了に伴い、1号炉の使用済燃料ピットを貯蔵可能な使用済燃料ピットから除外するとしていることを確認したことから、第3項第12号に関する廃止措置炉保安規定審査基準を満足していると判断した。

(6) 第3項第14号(非常の場合に講ずべき処置)

第3項第14号について、廃止措置炉保安規定審査基準は、緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること等を求めている。

規制庁は、申請者が、緊急事態が発生した場合に原子力災害対策活動が行えるよう、運転員の区分の変更を踏まえて原子力防災組織及び原子力防災組織の要員を定めていることを確認したことから、第3項第14号に関する廃止措置炉保安規定審査基準を満足していると判断した。